

(生徒・保護者等のみなさまへ)

各種就学支援制度の申請は、
原則、**オンライン申請システム**を利用してください。

オンライン申請が利用可能な就学支援制度

- ①高等学校等就学支援金 ②高校生等奨学給付金 ③学び直し支援金 ④専攻科修学支援金
⑤授業料等減免 ⑥特別支援教育就学奨励費 の全6制度(家計急変含む)です。
※市立学校は、①②③⑥の全4制度(家計急変含む)です。

オンライン申請のメリット

- パソコンやスマートフォンで、いつでも手続きができます。
- 申請内容の修正、再提出が簡単です。
- マイナンバー(個人番号)カードがあれば、マイナンバーの提出を省略できる場合があります。(通知カードは不可)
- マイナンバー、課税証明書等での申請にも対応できます。

申請手順 ※以下は、高校生等奨学給付金の申請手順です

1. ログイン

ID・パスワードを入力します
申請メニューを選択します

2. 生徒情報・ 学校情報入力

表示される情報を確認し
修正・追加等入力を行います

3. 保護者等 情報入力

(初回申請)
保護者等人数確認画面から
保護者等情報を入力します
(2回目以降の申請)
前回情報に変更がある場合
修正します

4. 収入 情報入力

審査に必要な課税情報の取得や
マイナンバーの入力等を行います
※入力方法は裏面をご覧ください

5. 提出

入力内容を確認した上で、
電話番号・メールアドレスを入力し
「申請を行う」ボタンを押すと、
申請完了です

- ◆ 高等学校等就学支援金では収入情報の入力が不要など、入力情報は各制度により異なります。
- ◆ オンライン申請システムでは外字等の入力できないため、ID・パスワード通知書等、発行される通知書は外字を常用漢字等に置き換えていますので、ご了承ください。
- ◆ 審査完了後は、システムから認定結果通知書等が閲覧・印刷等できます。
- ◆ 審査完了のお知らせは、登録されたメールアドレスへメール送信により行います。

収入情報の入力方法

以下のいずれかの方法で、収入情報を提出することができます。

I. マイナポータルアプリから課税情報等を取得する場合(要マイナンバーカード)

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得し、提出することができます。この場合、マイナンバーを提出する必要はありません。

※申請する制度により取得する情報が異なり、複数回カードを読み取る場合があります。

※一部申請で利用ができない場合があります。別の方法により申請をしてください。



II. マイナンバーを入力する場合

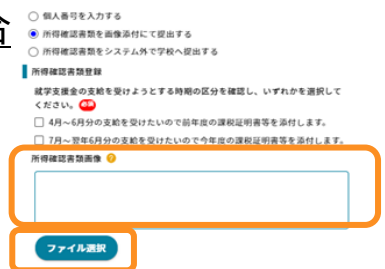
保護者等のマイナンバー・課税地情報等を入力し提出することで、県がマイナンバーを利用して課税情報等を確認することができます。

過去にマイナンバーを提出済の場合、マイナンバーの再提出は不要です。

III. マイナンバーを利用せず、課税証明書等を提出する場合

III-1 スマートフォンのカメラ又はスキャナ等で課税証明書等を画像化し、申請画面にアップロードします。

III-2 課税証明書等を書面で学校に提出します。



その他

- 書面での申請を希望される場合は、学校事務室に申し出てください。
- 申請手順の詳細については、オンライン申請システム又は兵庫県教育委員会事務局財務課HPに掲載している「申請者向け操作マニュアル」等をご確認ください。

👉 オンライン申請システム
(<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>)



👉 財務課ホームページ
(<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/enjo/>)

